

被爆二世健康診断事務について

1 制度の目的

「被爆二世健康診断調査事業実施要綱」に基づき、原子爆弾被爆者二世の健康管理の一環として、健康診断受診希望者に対して、下記の健康診断を医療機関に委託して行う。

2 二世健康診断の実施方法

① 実施期間	令和6年7月～令和6年12月末まで
② 検査項目	<p>【一般検査】</p> <p>アイ 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イウ CRP定量検査 エ 血球数計算 オ 血色素検査 カ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) キ 血圧測定 ク AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ケ ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査</p> <p>【精密検査】</p> <p>アイ 骨髄造血像検査等の血液の検査 イウ 肝臓機能検査等の内臓の検査 エ 関節機能検査等の運動器の検査 オ 眼底検査等の視器の検査 カ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査 力 その他必要な検査</p> <p>※ <u>一般検査のキ、クの及び精密検査は、医師が必要と認めた場合に、一般検査の ケは受診者の希望があった場合に実施。(希望の有無は健康診断の予約受付の 際に確認してください。)</u></p> <p>精密検査を実施する場合は、健康診断個人票(精密検査用)を送付しますので、 御連絡ください。</p>
③ 受診時に 必要な書類	受診の際は、二世の方が下記の書類をお持ちいただくことになります。 <u>二世の方であるか、これらの書類で確認後、実施ください。</u> <p>ア 県からの受診決定通知 イ 問診票……2枚複写 ウ 健康診断個人票(一般検査用)……3枚複写</p>
④ 請求に必要 な書類	請求の際は、下記の4つの書類を提出ください。 <p>ア 問診票 (2枚複写すべて) イ 健康診断個人票(3枚複写のうち1枚目と3枚目) ・ 健康診断個人票(一般検査用) ・ 健康診断個人票(精密検査用) ←該当者のみ ウ 原爆被爆者二世健康診断実施報告書 エ 請求書</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ア、イは、複写になっていますので、記載のとき御注意ください。・ウ、エは、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<p>⑤ 請求金額の算定</p>	<p>(1), (2)のいずれか低い額(受診者全員の総額で対比)で請求する。</p> <p>(1) 1人当たり基準額で請求する場合 基準額 9,260円 × 検査人数 多発性骨髄腫検査実施の場合は基準額 1,628円×検査人数を加算する。</p> <p>(2) 検査実費で請求する場合(次のいずれか) ・各医療機関において定めている検査料</p> <p style="text-align: center;">・保険診療点数 × 10円 × 1.1(消費税) <small>*1円未満は切り捨てる</small></p> <p>【1人当たりの基準額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> ・一般検査 ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査 ・医師が必要と認めた精密検査 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top; text-align: center;"> 9,260円 <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small> </td></tr> </table> <p>【注意事項】 精密検査は、一般検査の結果、「要精密検査」と判断された者に対して、医師が必要と認めた検査のみを行い算定。 ただし、検査料の基準額は1人当たり一般検査及び精密検査合わせて9,260円(多発性骨髄腫検査実施の場合は、10,888円)となります。</p> <p>⑥ 請求について</p> <p>請求は、実施分をとりまとめ、「④請求に必要な書類」を揃えて、請求してください。 【提出期限】 <u>令和7年1月24日(金)</u></p> <p>【提出・問合せ先】 <u>〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号</u> 鹿児島県保健福祉部 健康増進課 疾病対策係 Tel 099-286-2714 Fax 099-286-5556</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> 指宿医師会、いちき串木野市医師会、川内市医師会の会員の方は、令和6年1月17日(金)までに、各医師会へ提出してください。 </div> <p>⑦ 受診結果の通知</p> <p>健康診断個人票の2枚目を受診者へ渡してください。 健康診断個人票及び問診票は、県健康増進課を経由して、厚生労働省へ提出します。</p> <p>⑧ 受診後の書類の保管及び活用</p> <p>受診後、5年間は以下の書類を必ず保管し、健康指導等に活用ください。 健康診断個人票(一般検査用)及び(精密検査用)の写し</p>	・一般検査 ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査 ・医師が必要と認めた精密検査	9,260円 <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small>
・一般検査 ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク ヘモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査 ・医師が必要と認めた精密検査	9,260円 <small>多発性骨髄腫検査実施の場合は、1,628円を加算。</small>		